# 宅地建物取引士資格登録移転手続案内

現在、宅地建物取引士の登録を受けている方が「<u>登録をしている都道府県以外の都道府県に所在する</u> **宅地建物取引業者の事務所の業務に従事**し、又は<u>従事しようとするとき</u>」は、登録の移転の申請をする ことができます。**※住所を変更した、他都道府県に住んでいるというだけでは、登録移転はできません**。

## 1 登録移転ができる方

現在の登録都道府県	移転先	移転要件
他都道府県知事	茨城県	茨城県に所在している宅地建物取引業者の事務所の業務に従事
		し、又は従事しようとするもの
茨城県知事	他都道府県	他都道府県に所在する宅地建物取引業者の事務所の業務に従事
		し、又は従事しようとするもの

# 2 移転申請前に

・宅地建物取引士としての登録事項(氏名、住所、本籍、従事先)が、<u>現在の状況と異なっている場合、登録移転申請の前に変更登録申請が必要</u>です。現在登録している都道府県に変更登録申請をしてください。

## 3 移転登録の申請手続

・登録移転申請書及び添付書類を、現在登録している都道府県知事に提出します(<u>持参又は簡易書留</u>)なお、<u>申請書の宛名は、登録移転先の都道府県知事</u>です。

### 4 提出書類

提出書類等、必要部数	説明
登録移転申請書	・副本は正本のコピー可
2部(正本1部、副本1部)	
顔写真 2枚(副本が正本の	・カラー、縦 3cm×横 2.4cm、無背景、正面、無帽、上半身、撮影後 6
コピーの場合1枚)	ヶ月以内のもの
移転の理由を証する書面	・就労証明書、在職証明書等
2部(正本1部、副本1部)	・申請者が代表者の場合は、宅地建物取引業者免許証のコピー
登録移転申請手数料	・茨城県に転入する場合は、茨城県の収入証紙を正本に貼付
8,000円	・他都道府県へ登録移転する場合は、移転先都道府県の収入証紙を正
	本に貼付(現金徴収の都道府県もあります。)
	・納入方法の詳細は事前に転出先都道府県にご確認ください。

#### 5 現在、宅地建物取引士証の交付を受けている方

・登録移転完了と同時に従来の宅地建物取引士証は失効しますので、登録移転の申請とともに、宅地建物取引士証の交付申請をしてください。

必要書類等、必要部数	説明
宅地建物取引士証交付申請書	顔写真(カラー、縦 3cm×横 2.4cm、無背景、正面、無帽、上半身、撮
1部	影後6ヶ月以内のもの)を1枚申請書に貼付し、もう一枚を添付
交付申請手数料 4,500 円	納付方法は登録移転申請書と同じ
宅地建物取引士証郵送用封筒	(茨城県に移転する方のみ対象) 簡易書留郵便料金分(460円)の
1通	切手を貼付し、申請者の氏名・住所を記入した定型封筒

#### 6 その他

- ・登録移転にはおおむね申請後40日程度かかります。
- ・問合せ先 茨城県土木部都市局建築指導課 監察・免許グループ TEL:029-301-4722